

国立国会図書館デジタル化資料送信サービス等の利用に関する取扱要領

令和4年3月25日

沖芸大要領第4号

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館運営規程（令和3年沖芸大規程第80号）第6条第2項及び第19条の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館（以下「図書館」という。）における国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービス等（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 資料送信サービスを利用できる者は、原則として沖縄県立芸術大学の教職員（非常勤含む）及び学生の学内者（以下「利用者」という。）とする。

(利用目的)

第3条 資料送信サービスは、図書館の情報サービスの一環として、利用者の教育又は調査研究等の用に供することを目的として利用することができる。

(端末の設置)

第4条 資料送信サービス利用を実施するため、閲覧用端末及び管理用端末を設置する。

2 閲覧用端末は、図書館内に設置し利用者の閲覧に供するものとする。

3 管理用端末は、事務室内に設置し管理目的に職員が使用するものとする。

(利用申込)

第5条 閲覧用端末の利用を希望する利用者は、デジタル化資料利用申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、図書館に申し込まなければならない。

2 図書館職員は、前項の申込みがあったときは、利用者が当該申込者であることを確認した上で閲覧用の端末にログインし、資料送信サービスを閲覧可能な状態とする。

(利用時間)

第6条 資料送信サービスを利用できる時間帯は、図書館の利用時間内とする。

2 閲覧用端末の利用時間は、利用開始時間から30分以内とし、閲覧用端末に空きがある場合に限り、再度申込みを行って利用することができる。

3 前3項の規定に関わらず、図書館主催の行事、機器のメンテナンス、その他管理運営上必要があるときは、端末利用の制限を行うことがある。

(文献複写の提供)

第7条 利用者のうち資料送信サービスによる文献資料の複写を希望する者は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館文献複写に関する取扱要項第5条の規定により、文献複写の申込みを行うものとする。

2 図書館職員は、前項の申請があったときは著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第3項に基づき、管理用の端末からプリンター出力により当該文献の複写を行うものとする。この場合、当該職員は印刷内容等をデジタル化資料複写記録簿（様式第2号）に記載しなければならない。

（複写料金）

第8条 前条の文献複写の料金は、沖縄県立芸術大学附属図書・芸術資料館文献複写に関する取扱要項第6条第1項の規定による。

（遵守事項）

第9条 利用者は、閲覧用端末において、資料の検索及び閲覧のみができるものとし、次の各号に掲げる禁止事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧用端末の移動（持出）
- (2) 閲覧用端末への外部記憶装置等の接続
- (3) 閲覧用端末の画面撮影
- (4) 画面キャプチャ、スキャニング又はデジタル化資料の電子ファイルの取得
- (5) その他、図書館職員の指示に従わない行為

（利用の制限）

第10条 図書館は、違法行為及び前条の規定に違反した利用者に対しては、資料送信サービス利用を制限することができる。

（雑則）

第11条 資料送信サービスの利用に関し、この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則（令和4年3月25日館長決裁）

この要領は、令和4年3月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。